主 文 本件各控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は、弁護人橋本順の提出した控訴趣意書記載のとおりであるから、これを引用する。

一、 控訴趣意第一点について、

〈要旨 (イ)〉よつて勘案するのに、所論の如く、簿外在庫を架空仕入れに計上し、その代金相当額を簿外預金とすること〈/要旨 (イ)〉自体は、商品の仕入れ及び販売による収益と同一視すべきものでないことは言うを俟たない。併しながら、被告会社は原判示の如く、千四百九万三千二百二十八円相当の簿外商品を被告会社が買い入れたことに架空仕入れの形をとり、その代金をもつて預金を設定し結局同事

業年度には、七千二百九十四万円の定期預金と、九百十九万八千三百六十四円の普通預金を得たに拘らず、いずれもこれを裏勘定として公表せず、千二百二十万円の 定期預金のみを公表して、確定申告をしたことが明瞭である。随つて右千四百九万 三千二百二十八円の簿外在庫は棚卸商品の減少として負債の部に、また前記各預金 はいずれも取得資産として資産の部に計上して、当該事業年度の所得額を明らかに すべきことは当然である。即ち右はすべて被告会社の当該事業年度の所得を構成す べきであり、所論の如く単に同一店内にある商品を抽斗より陳列台に置き換えた場 合と同一に論ずべきものではない。この点の論旨は理由がない。

また所論は、原判決には理由不備若くは理由くいちがいの違法があると主張す る。即ち原判決は、被告会社の本件事業年度の実際所得金額を千七百十七万八千四 百三十九円と認定し、右所得内容の説明として、簿外在庫の期首における価格を推 定計算し、これが期末に零となり、簿外預金が設定されたとしているのである。而 して右簿外在庫の期首における価格が簿外預金額と同額であれば、含み利益がなく 逋脱もない訳であるが、右簿外在庫の期首の価格が、簿外預金額以下であると推定 し、その差額だけの含み利益があるとして、これを所得計算の基礎として、逋脱の 事実を認定しているのであるが、元来法人税は、法人がその資産等を譲渡処分した 場合を認定しているのであるが、元来法規書がある。 場合その処分利益のある場合にこれを賦課すべきことが税法上の大原則である。時 価の騰貴により資産の価額が如何に増加しても、このような含み利益は法人がこれ を事実上利益として計上しない限りこれに対して課税すべきものではない。原判決 が右の如き含み利益を被告会社の事業年度の所得計算の基礎となし、逋脱の事実を 認定したことは理由不備若くは理由くいちがいの違法がある、と主張するのであ

○

〈要旨(口)〉併しながら被告会社は、既に認定した如く、簿外在庫を被告会社が

買い入れたように架空の経理処理をしく/要旨(口)〉て、前記定期預金及び普通預金

を取得したに拘らず、すべてこれを裏勘定として右所得を秘匿することにより正規 の法人税を逋脱したものである。所論の如く、資産の値上りによる含み利益を秘匿 して税の通脱をしたものとされているのではない。また、法人税は資産を譲渡処分 した場合、その処分利益のある場合にのみ賦課さるべきものであるという所論は単 なる独断であって採用することはできない。原判決には所論のような理由不備ないし理由のくいちがいも存在しない。この点の論旨も理由がない。

また所論は、原判決は、簿外在庫を順次架空仕入れに計上し表勘定に繰り入れ その仕入代金相当額を簿外預金とする方法により法人税を逋脱したと認定し逋脱税 額の計算の基礎として、被告会社の実際所得金額を金千七百十七万八千四百三十九 円と認定しているのであるが、右簿外在庫は簿外預金に転換する方法と、右被告会 社の所得の発生との間には何等の因果関係がないのである。即ち本件簿外在庫スク ラップの期首の市中価格と、その期末における市中価格とを比較すれば、何らの値上りを見出すことができず、そこに法人の所得計算上益金に計上すべき評価益は存在しないのである。原判決が右簿外在庫を簿外預金に転換する方法により益金が生 じたものとの前提に立つて、前記被告会社の所得金額を認定したのは独断であり許 すべからざる違法がある、と主張するのである。

併しながら、記録及び原判決添付の諸表を検討すれば、被告会社が裏勘定に秘匿 して公表しなかつた前記簿外商品千四百九万三千二百二十八円を資産の減少として 負債の部に、簿外の定期預金七千二百九十四万及び簿外の普通預金九百十九万八千 三百六十四円をいすれも所得資産として資産の部に計上し、その他、公表漏れとな つていた通知預金六十二万円の減少、損金計上都民税、役員賞与金、利益配当金、 退職給与引当金否認認容、損金計上法人税、事業税認定損繰入、仮払法人税償却額 等において被告会社の申告書に計上された数額を訂正増減した結果その集計により 被告会社の当事業年度の総所得を千七百十七万八千四百三十九円(公表二百二十四 万七千九百二十三円の外公表漏千四百九十三万五百十六円の当期利益金) と算出し たことは明瞭である。簿外預金等と右被告会社の所得の発生の間に因果関係がない とする所論は理由がない。

二、 控訴趣意第二点について、 所論は、原判決が、被告会社の実際所得金額を千七百十七万八千四百三十九円と し正規の法人税額と申告税額との差額五百九十七万二千二百円を逋脱したとの事実 を認定したのは法令の解釈を誤り、理由不備、理由にくいちがいがある違法を犯し たものである、と主張する。即ち右被告会社の実際所得金額は棚卸商品過年度金額 を千四百九万三千二百二十八円と推定し、右推定価格から出発して右所得金額を確 定したものである。固より右棚卸商品の期首における在庫価額を客観的に正確に認 定することは不可能であり、これを推定価格によることはやむを得ないにしても、原判決の右推定価額の認定は経験則に反し、自由心証主義の適正な範囲を逸脱しるされたものである。即ち右棚卸商品の評価は、当該事業年度開始の日における商品取得のため通常要する価額、即ち昭和三十年七月一日現在においわなける商品では入れをなす場合の市場価額をもつてするのが経験則上当然といわなけれた。而して右時期における市中価額は、銅屑三百五十、砂金屑二百四十円、ならない。而して右時期における市中価額は二百五十円となり、前記棚卸商品の下の事業は原判示の如く八万四百四十瓩入であるから、右在庫価額は二千八万百百円とすべきである。而してこの計算によれば被告会社の実際所得金額は二千一万三千五百四十四円であつて、その逋脱税額も三百五十六万五千四百円とすである。原判決が前記棚卸商品の推定価額の認定を誤り、引いて逋脱税額る、とき誤つたのは、法令の解釈の誤りに基く事実誤認若くは理由不備の違法がある、主張するのである。

(その他の判決理由は省略する。) (裁判長判事 兼平慶之助 判事 足立進 判事 関谷六郎)